

## 参考資料

---

今治市通学区域調整審議会委員名簿

今治市執行機関の附属機関設置条例

今治市通学区域調整審議会規則

今治市通学区域調整審議会開催経緯

関係法令等

## 今治市通学区域調整審議会委員名簿

平成 21 年 6 月 3 日現在

区 分	氏 名	役 職 名	備 考
公共の団体役職員	矢野 學	今治市連合自治会会長	審議会副会長
	松田 俊一	" 副会長	
	平井 安松	" 副会長	
	福田 安民	" 副会長	
	秋山 龍三	" 副会長	
	篠宮 博幸	今治市 P T A 連合会会長	
	重松 宗孝	" 副会長	
	榊原 章吾	" 顧問	
	川本登倭子	今治市連合婦人会会長	
	日浅 義輝	今治市小中学校校長会会長	
	西山 博	" 副会長	
学識経験者	村上 景一	今治商工会議所会頭	
	青野 淳一	今治青年会議所理事長	
	三浦 和尚	愛媛大学教育学部教授	審議会会長

## 今治市執行機関の附属機関設置条例

( 附属機関の属する執行機関 )	教育委員会
( 附属機関 )	今治市通学区域調整審議会
( 担任する事項 )	市立小学校及び中学校の通学区域の調整に関する事項についての調査、審議及び意見の答申に関する事項
( 構成の数の定限 )	20人
( 任期 )	2年

## 今治市通学区域調整審議会規則

( 趣旨 )

第1条 この規則は、今治市執行機関の附属機関設置条例(平成17年今治市条例第17号)第6条の規定に基づき、今治市通学区域調整審議会(以下「審議会」という。)の構成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

( 委員の構成 )

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役職員
  - (2) 学識経験を有する者
- 2 公共的団体の役職員のうちから選任された委員が、役職員でなくなったときは、任期中であってもその職を失うものとする。

( 会長及び副会長 )

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第4条 審議会の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員定数の過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

( 意見の聴取 )

第5条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

( 庶務 )

第6条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

( 委任 )

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める

## 今治市通学区調整審議会 開催経緯

開催日時	主な審議事項等
第1回開催 平成20年6月4日	正・副会長選出 今後の会議の進め方 今治市の現状
第2回開催 平成20年7月7日	今後の検討項目スケジュール 今治市の小中学校の適正規模 (小規模校におけるメリット・デメリット) (大規模校におけるメリット・デメリット)
第3回開催 平成20年8月18日	今治市の小中学校の適正規模・適正配置 (適正な規模の基本的な考え方) (適正な配置の基本的な考え方)
第4回開催 平成20年10月8日	今治市立小中学校適正規模・適正配置シミュレーション 適正規模・適正配置について配慮すべき事項
第5回開催 平成20年11月7日	今治市立小中学校適正規模・適正配置シミュレーション (旧町村陸地部・島しょ部)
第6回開催 平成21年1月22日	今治市立小中学校適正規模・適正配置シミュレーション (旧今治市)
第7回開催 平成21年2月17日	今治市立小中学校適正規模・適正配置シミュレーション (旧今治市) 実現へ向けて
第8回開催 平成21年3月30日	答申(案)について
第9回開催 平成21年7月3日	意見公募(パブリックコメント)の結果について

## 参考 適正規模に係る法令等（抜粋）

### 学校教育法施行規則

---

第 41 条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

中学校については、第 79 条において準用

### 義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令

---

（適正な学校規模の条件）

第 4 条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、中学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。
- 2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。